

## 「令和4年改正個人情報保護法全面施行にあたって」－消費者が注目すべき点－

2021年2月1日

平成27年の改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定に基づき、昨年6月改正法が交付されました。いくつかの改定ポイントのうち、コロナ禍で在宅率が高まる中、オンラインによる商品やサービスの消費が拡大している現状を踏まえ、2つの改正ポイントを例に、消費者が注目すべき点お知らせします。

### ●改正ポイント1

「事業者による個人データの漏えい等が起こった場合に、次の4事案について、個人情報保護委員会への報告と本人への通知が義務化されました。」

- ①要配慮個人情報が含まれる個人データ
- ②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データ
- ③不正の目的をもって行われたおそれがある個人データ
- ④個人データに係る本人の数が千人を超える場合

これは、事業者の守るべき責務の在り方に関する改定で、昨今増加傾向にある外部からの攻撃による不正アクセスや社内での不適切な取扱いによる個人データの漏えい等事案に対し、事業者の注意レベルを引き上げるという点で評価できます。

#### 【消費者が注目すべき点】

①～④の事案で情報漏えい等が起こるとは、例えば、オンラインサービスの会員登録をして利用している商品やサービスを取扱う事業者が不正アクセスの攻撃にあい、大量の個人データが流出したというケースなどがあげられます。

色々なサイトに登録する際、同じIDとパスワードを繰り返し利用していると、どこかのサイトで入手されたIDとパスワードが、別のサイトを攻撃する際に使われ、あたかも本人がログインしたように利用されるため、安全対策の網を潜り抜けてしまうのです。

事業者の責務が強化された事をきっかけとして、消費者も自分の個人情報の取扱いレベルを一段引き上げて、オンライン上で登録している各種サイトのIDやパスワードに同じものを使っていないか見直してみましょう。また、事業者から「個人データの漏えい等があった」と連絡が入った場合は、冷静に連絡内容を確認し、必要に応じて登録している個人情報の削除依頼を行うことも選択肢の一つとして検討しても良いでしょう。

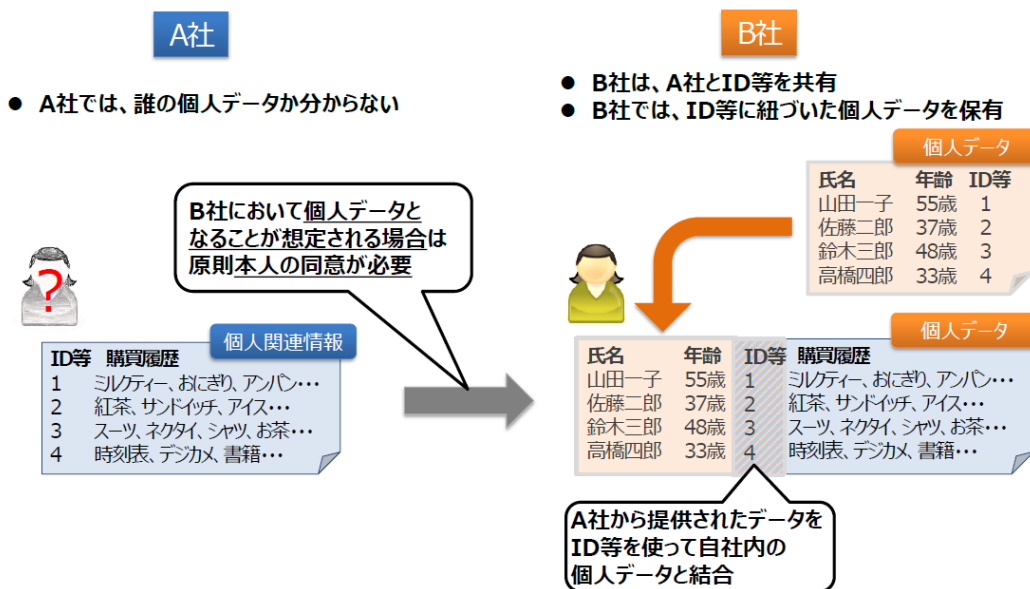
### ●改正ポイント2

「新しい概念として「個人関連情報」も新設されました。」

Cookie情報、氏名と結びつかないインターネット上の閲覧履歴、位置情報等、提供元では個人データに該当しないものの、提供先でその他の情報と照合する事により個人の

特定ができる（個人データ）ことが明らかなものについて、提供先が予め本人の同意を得ている事を提供元は確認することが義務付けられます。

### <個人関連情報イメージ図>



出所：個人情報保護委員会 <https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2020/201120/>

第158回個人情報保護委員会 配布資料

資料1「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（個人関連情報）」

### 【消費者が注目すべき点】

オンラインサービスの利用だけでなく、ネットサーフィンでオンライン上の様々な情報を見に行く行為は、日常的に行われているのではないのでしょうか。年代を問わず最も多く寄せられる消費者相談の商品・サービスがデジタルコンテンツであることから、そうした現状がうかがえます。

Cookie 情報、氏名と結びつかないインターネット上の閲覧履歴、位置情報は、自分がそれだけで特定されるわけではないため、普段あまり気にする事はないかもしれませんが、現在の法律で取り締まることはできませんが、マーケティングビジネスの一環として、それら個人の特定ができない情報を自動で収集するプログラムを使って集めた大量の情報を販売するサービスが増えてきています。販売されたデータと、提供先で保有する個人データを紐づける事で「購買履歴だけ」の情報から、「消費者Aさんの購買履歴」という情報に変化するので、こうして消費者の嗜好をプロファイリングすることで、企業はより効果的な広告施策を実施することができるため、こうした情報の取得を希望する事業者は少なくありません。但し、本人の知らないところで個人の特定が出来てしまうとすれば、同意がないままやりとりされている事は問題です。

個人情報を提供する際、同意の確認事項に注意を払わずに同意していることはありませんか？自分の情報が取得された後、どこに提供されるのかをしっかりと確認し、必要があれば第三者提供に関する開示請求を行きましょう。また、提供先から改正法にもとづき同意を求められた場合、どんな情報をどのように取り扱うのか理解した上で、適切に同意手続きを行うことも重要です。